

国の基本方針、県促進計画との比較

	国の基本方針	県促進計画	市促進計画改定方針（案）
計画期間	—	令和3年度から令和12年度まで10年間	令和4年度から令和12年度まで9年間
耐震化の目標	1. 住宅 令和12年までにおおむね解消	1. 住宅 令和12年度までにおおむね解消 (令和2年度耐震化率：約94%)	1. 住宅 令和12年度までにおおむね解消 (令和2年度耐震化率：約92%)
	2. 多数の者が利用する大規模建築物及び沿道建築物 令和7年までにおおむね解消	2. 多数の者が利用する建築物 令和7年度までにおおむね解消 (令和2年度耐震化率：約93%)	2. 多数の者が利用する建築物 令和7年度までにおおむね解消 (令和2年度耐震化率：約90%) ※うち市所有建築物の耐震化率：100%
		3. 沿道建築物 令和12年度までに5割 (令和3年6月時点耐震化率：約26%)	3. 沿道建築物 令和12年度までに解消 (対象建築物：3棟 耐震診断の結果耐震性なし：2棟 移転除却予定：1棟)
耐震化を促進するための施策	1. 速やかな耐震化が難しい場合など所有者の個別の事情に応じられるよう、相談体制の強化	1. 住宅の耐震化の促進 情報提供と普及啓発、相談窓口と技術者養成、各種支援の実施などに加え、一部屋耐震化等の段階的な耐震改修等の対策の追加	1. 住宅の耐震化の促進 技術者養成の支援 木造住宅の段階的な耐震改修、除却、建替え、低所得者世帯補助金割増し等の補助制度の見直しの追加
		2. 多数の者が利用する建築物、沿道建築物 所有者へ直接訪問するなどの対応や市町村が補助制度の運用に取り組んでいけるように支援の追加	2. 多数の者が利用する建築物、沿道建築物 所有者へ直接訪問するなどの対応及び耐震改修、除却等の補助制度の見直しの追加
			3. 診療所が災害時においても診療が継続できるよう耐震化の促進を図るため、補助制度の検討
その他の地震時における安全対策	1. 通学路等における危険なブロック塀の実態を把握した上で耐震診断義務付けの検討	1. ブロック塀 補助制度の支援	1. ブロック塀 補助制度を活用し、引き続き安全対策の推進
		2. 屋根瓦 瓦の緊結の周知	2. 屋根瓦 瓦の緊結の周知
計画の推進に向けて	福祉部局の追記	福祉部局との連携を追加	福祉部局との連携を追加

※網掛け部分は、市独自の目標、施策を定めたもの